

2027 年度 日本中央競馬会畜産振興事業 公募要領

1. 総則

日本中央競馬会（以下「J R A」という。）が助成を行う 2027 年度日本中央競馬会畜産振興事業（以下「畜産振興事業」という。）の公募に当たっては、日本中央競馬会法施行規則（昭和 29 年農林省令第 56 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとします。

2. 事業概要

畜産振興事業は、日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、施行規則第 2 条の 7 に規定されている事業に対して、J R A が事業費を助成するものです。

なお、助成に関わる業務については、公益財団法人全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）が実施します。

3. 公募対象事業

公募する事業のテーマ及び応募区分は、別紙 1 のとおりとします。応募する事業内容が公募テーマに合致していることを確認の上、別紙 1 の 2 の応募区分から、該当する区分を選択して応募してください。

なお、応募区分のア) 重点項目のうち、(9) 激甚災害による被災地の畜産振興に向けた畜産関連復興のための対策については、今回の公募の対象外となります。今後、公募を行う場合は、改めて公示します。

4. 事業要件

(1) 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）及び「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和 29 年法律第 182 号）等に基づき策定される方針（以下「国の基本方針」という。）に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとします。

なお、国の基本方針に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等とは、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 畜産の生産基盤又は畜産にとって基幹的な役割を果たす施設を整備しようとするもの。
- ② 直接的に農家の経営安定を図ろうとするもの。
- ③ 直接的に農畜産物等の価格安定を図ろうとするもの。
- ④ 国の役割・責任が位置付けられており、その実現のために実施するもの。
- ⑤ 基礎的な研究開発を目的とする事業であって当該事業実施により畜産業に対する直接的な効果又は成果が得られないもの。
- ⑥ 現に国が民間団体に対する助成として実施しており、補完の必要性がないと判断されるもの。

(2) 助成対象事業は、次の要件を満たすものとします。

- ① 畜産における現状の課題を踏まえ、必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあつては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した担い手の確保に係る事業にあつては、高い事業効果を期待し得るものであること。
- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。
- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 国の基本方針や畜産関連施策との整合性を有するものであること。
- ⑤ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑥ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓発活動等のみでないこと。また、専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。
- ⑦ 調査や研究開発を外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。

5. 応募者の要件

(1) 畜産振興事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次のいずれかに該当する法人又は団体とします。株式会社等の営利企業、個人、国・地方公共団体の機関及び独立行政法人（⑤を除く）は応募できません。事業を共同で実施する場合は、共同応募者も、応募者の要件を満たす必要があります。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会その他農林漁業者を直接の構成員とする団体
- ② 事業協同組合
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 高等学校、高等専門学校又は大学（大学共同利用機関を含む。以下同じ。）
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ⑧ その他JRA理事長（以下「理事長」という。）が特に認める次の民間団体
 - ・①から⑦の共同体
 - ・中小企業等協同組合のうち事業協同小組合、事業協同組合連合会、技術研究組合

(2) 応募者（共同応募者を含む）は、次の要件を満たすものとします。

- ① 日本国内に所在し、組織、運営についての規約、代表者の定めがあり、経理その他の事務について、適切な管理及び処理能力を有していること。
- ② 事業の実施、推進、評価が適切に実施できる体制を有していること。
- ③ 応募事業の内容を理解し、事業を総括する能力を有する事業代表者を定めること
- ④ 事業により得られた成果については、公益の用に供することとし、かつ、その普及に努めること。
- ⑤ 国、地方公共団体等の補助金等※（以下「補助金等」という。）の不正な使用・受給又は不正行為を行ったとして、前年度に補助金等の返還命令又は補助金等への応募等の停止を受けている者が実施体制に含まれていないこと。

※補助金等には、文部科学省等が実施する科学研究費助成事業等の競争的研究費（以下「科研費等」という。）を含みます。

- ⑥ 応募事業について補助金等を受けていないこと。
- ⑦ 応募区分が研究開発区分の事業代表者（共同応募者の事業代表者を含む）は、事業を適確に実施する観点から、事業実施期間が重複する別の応募事業及び実施中の畜産振興事業の事業代表者を務めていないこと
- ⑧ 反社会的勢力、又はそれに関わる者の関与がないこと。
- ⑨ 定款、寄附行為等の規約、事業計画書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿（これら資料がない者にあつては、これに準ずるもの。）の情報公開を行なっていること（高等学校、高等専門学校又は大学を除く。）

6. 事業の委託等

応募者（共同応募者を含む）は、事業の一部について、自ら行うことができない場合、又は、委託や外注することにより経費が安価となる場合は、第三者に委託又は外注することができるものとします（以下「委託等」という。）。

委託等を行う場合は、必要な事項（委託内容、委託期間、委託費用等）について、委託先と契約を締結する必要があります。

委託費のうち、7. 助成対象経費等の（2）に定める補助率に従って事業実施主体負担分となる金額については、委託先に負担させることはできません。

7. 助成対象経費等

（1）助成対象経費

助成の対象となる経費は、別紙2のとおりとし、事業の実施に直接必要な経費とします。

（2）助成金の補助率

助成対象経費のうち助成金額の占める割合は、原則下表のとおりです。

ただし、事業毎の助成金の補助率は、事業内容の審査結果に基づき決定されます。

	助成対象経費	補助率	備考
①	別紙2の助成対象経費（本表②の経費を除く。）	<u>8／10以内</u> （事業費400万円/年以下の場合は9／10以内）	別紙1の2のア）重点項目に該当する事業及び高等学校、高等専門学校又は大学が応募者である事業については、事業内容の審査結果に基づき、事業毎に助成金の補助率が決定されます。
②	設備備品費のうち取得金額が50万円以上（税込）のもの（固定資産として管理するソフトウェア開発費を含む。）	<u>5／10以内</u>	

(3) 補助上限

単年あたりの補助上限は、原則下表のとおりとします。

ただし、公共性及び公益性の高い事業として理事長が特に認めたものについては、事業毎に補助上限額が決定されます。

応募区分	補助上限額
重点項目	4 千万円／年
研究開発	2 千万円／年
その他	1 千万円／年

8. 事業の実施期間

畜産振興事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、事業内容から複数年度の実施期間が必要である特別な理由がある場合、実施期間の妥当性について審査の上、最長 3 年を限度として複数年度の実施期間を認めることがあります。

9. 応募の受付期間

2026 年 10 月 1 日（木）から 2026 年 11 月 2 日（月）正午（必着）

10. 応募手続き

畜産振興事業電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）による応募申請及び書面送付の両方が必要です。

(1) 電子申請システムによる応募申請

① 応募する法人（団体）のアカウントの登録申請

アカウントが未登録の応募者（共同応募者は不要）は、10 月 14 日（水）までに申請してください。なお、アカウント登録には、1 週間程度必要となることから、余裕を持った申請をお願いします。

【アカウント登録申請方法】

以下の JRA ウェブサイト内に表示されている電子申請システムのリンクからログイン画面に入り、右上にある新規アカウント申請の案内に従って登録申請を行ってください。

<JRA ウェブサイト（畜産振興事業について）>

<https://www.jra.go.jp/company/social/animal-life/livestock-promotion-project/>

② 電子申請マニュアルに従ってユーザー登録を行った後（①でユーザー登録まで終えている場合は不要）、応募申請を行ってください。

電子申請システムに添付する様式は、下表の通りです。様式は、JRA のホームページからダウンロードしてください。電子申請マニュアルについては、電子申請システムログイン後にダウンロードが可能です。

(2) 書面の送付

電子システムに添付した資料のうち、下表の No. 2～8 の応募書を 1 式として 5 部を、以下の宛先に送付してください。

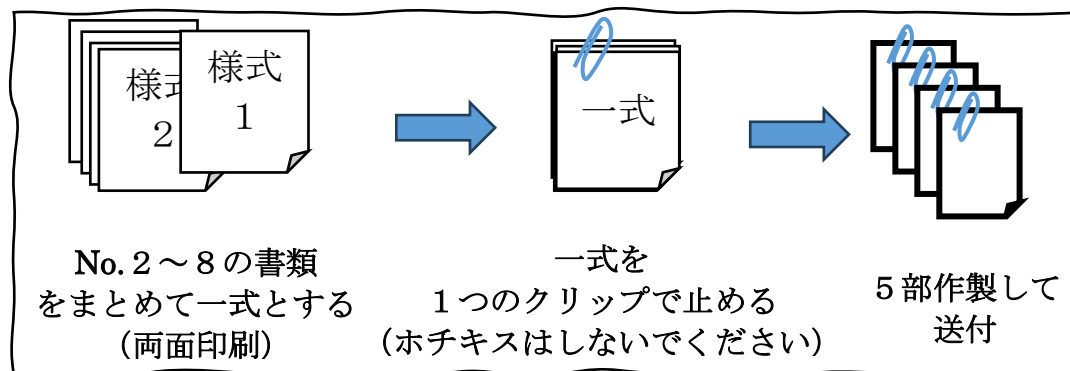
【応募書の提出先】

〒105-0004 東京都港区新橋 4 丁目 5 番 4 号
公益財団法人 全国競馬・畜産振興会 業務部 畜産振興課
TEL：03-5777-0733

表：応募書の提出方法
(●が記載されている方法で提出)

No	応募書	対象者	提出方法		
			電子申請システムに直接入力	電子申請システムに添付	書面を送付
1	応募事業の基本情報・事業費	すべての応募者	●		
2	事業内容（様式 1）	すべての応募者		●	● （2～8を一式として5部）※
3	実施体制・事業概要図（様式 2）	すべての応募者		●	
4	工程表（様式 3）	すべての応募者		●	
5	予備研究及び関連研究（様式 4）	応募区分が「研究開発」の場合は必須。それ以外の区分については、事業内容に関連する研究等がある場合は提出してください。		●	
6	事業進捗状況報告書（様式 5）	現在実施中の事業がある場合は、提出してください。		●	
7	J R A 畜産振興事業 自己評価票	過去 10 年以内に事業を終了し、振興会に提出した自己評価表を提出してください。		●	
8	応募者（法人又は団体）の概要（様式 6）	すべての応募者		●	
9	応募者組織・団体の規程等 ア 「定款」又は「寄附行為」若しくは団体等の目的、業務内容が分かる規程等 イ 組織、就業、職員給与、会計処理、決裁、文書取扱、公印取扱に関する規程等	高等学校、高等専門学校及び大学は提出不要		●	
10	総会資料等又はこれに類する資料（直近の実績及び計画に関するもの）			●	
11	その他（補足資料等）			●	

※ 書面の提出方法



(3) 事業に関する問い合わせ先

以下のメールアドレスにお問い合わせください。

日本中央競馬会 サステナビリティ推進部 社会貢献室

E-mail : chikusanshinkou@jra.go.jp

TEL : 03-3591-5251 (代表)

公募期間中の水～金曜日 (祝祭日を除く)

午前 10 時から午後 4 時 (正午から午後 1 時を除く)

(4) 応募に当たっての注意事項

- ・ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応募書の内容については、原則として修正できません。
- ・ 応募書の提出後に応募を取り下げようとするときは、速やかに振興会へ連絡してください。

11. 採択事業の決定

(1) 応募事業の審査等

- ① 提出された応募書については、外部有識者等から成る畜産振興事業審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において、別紙 3 の審査項目に基づき審査を行い、採択候補事業の選定を行います。
- ② 審査は基本的に書類審査によって行います。応募書の不備や不足があった場合には、審査が行えないことがあります。
- ③ 審査委員会が応募内容の確認を必要とする場合は、質問照会や追加資料の提出を求めることがあります。質問照会等は、15. 事業の公募から助成金交付までのスケジュールに記載されている、応募受付期間から採択事業の決定までの間、必要に応じて随時行います。質問照会等がある場合は、電子申請システムからメールが届きますので、質問送付日から原則 3 日以内に回答してください。
- ④ 審査委員会は、個人情報及び知的財産に係る情報等を保護する観点から非公開で行います。審査の過程に関する問い合わせには応じられません。
- ⑤ 審査における公正性を確保するため、審査委員名は非公表とします。
- ⑥ 上記に関わらず、国の畜産振興施策を補完するうえで特に重要と J R A 理事長

が認めた事業については、採択候補事業として選定することがあります。

(2) 採択事業の決定

採択候補事業は、農林水産大臣の認可を受けた後、採択事業として決定されます。

(3) 審査結果の通知等

審査結果は、電子申請システムからメールで通知されます。

なお、採択された事業については、事業名、事業実施主体名、助成金の交付上限額等を J R A のホームページで公表します。

(4) 採択後の手続き

採択後の助成金の交付手続き等については、振興会からお知らせします。

審査結果通知において、事業内容の見直し、事業実施期間の短縮等、採択の条件が付されている場合は、事業計画等を修正する必要があります。また、審査結果通知において、助成金の交付上限が示されますが、事業費を精査の上、実際の助成金額は決定されます。複数年度にわたる事業については、事業の進捗状況を確認した上で、助成金額を変更することがあります。

12. 採択の取消し及び助成金の返還

(1) 採択の取消し

応募内容や採択後の報告内容に虚偽があることが明らかになったとき、採択の条件が実施できないと J R A が判断したとき、所定の期日までに事業実施に必要な手続きを行わなかったとき等の場合は、助成対象事業としての採択の全部又は一部を取り消すことがあります。

なお、過去の畜産振興事業において、採択の取消しや辞退、助成金交付申請の取りやめ、事業廃止等を行ったことがある場合は、その原因が天災地変等のやむを得ない事由による場合を除き、審査において、その事実を考慮することがあります。

(2) 助成金の返還

上記(1)により採択が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、振興会は、期限を定めてその返還を請求しますので、速やかに助成金を返還してください。

なお、当該期限までに返還すべき助成金を納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

13. 事業実施主体の責務等

事業が採択された応募者（共同応募者を含む）は、事業実施主体として、以下に従い事業を適切に実施する必要があります。

(1) 事業の推進

① 事業実施主体は、事業実施に係る関係法令及び関係規程等を遵守し、事業全般について責任を持つとともに、善良な管理者の注意をもって事業を推進しなければなりません。

② 事業実施主体は、採択後速やかに、適切に事業の進行管理等を行うため、事業

に直接関係のない外部の専門家・有識者からなる推進委員会を設置する必要があります。

- ③ 事業実施主体は、採択された事業内容及び採択条件に基づいて作成した、具体的な事業実施計画及び事業目標について、推進委員会で確認を受ける必要があります。
- ④ 事業実施主体は、事業目標の達成に向け、推進委員会で確認を受けた事業実施計画に基づき事業を実施する必要があります。また、事業実施期間が複数年度の場合は、毎年度推進委員会を開催し、前年度の事業実施状況を踏まえた事業実施計画の確認及び見直しを行う必要があります。

(2) 報告義務

事業実施主体は、事業実施計画や事業内容の見直しが必要となる場合、事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となる場合には、速やかに振興会へ連絡し、その指示を受けなければなりません。

(3) 事業成果の評価

ア) 事業実施主体による自己評価

- ① 事業実施主体は、外部専門家・外部有識者からなる評価委員会（上記（１）の②の委員会と兼ねることができます。）を設置する必要があります。
- ② 事業実施計画に基づく事業内容を終了後、評価委員会を開催し、事業達成目標に対する自己評価を実施し、自己評価票を提出する必要があります。

イ) 畜産振興事業評価委員会による評価

目標に対する達成度を検証するとともに、改善すべき点が今後の事業に反映されることを目的として、外部有識者等からなる畜産振興事業評価委員会による事後評価を行います。

特に専門的な知見から事業成果を評価することが必要な研究開発事業を中心に対象事業を選定し、事業実施主体からのヒアリング情報に基づくヒアリング評価及び事業実施主体からの提出書類に基づく書面評価を実施します。

J R Aから、事後評価の対象となった旨の連絡を受けた事業実施主体は、ヒアリングへの出席及び書類提出が必要です。

なお、自己評価及び事後評価の結果を、J R Aのホームページで公表します。

(4) 助成金の適切な管理

畜産振興事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用されます。当該事業に係る経理については、その他の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにし、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 監査の受入れ

事業実施主体、委託先等は、振興会から監査の要求があった場合は、これを受け入れる必要があります。

(6) 取得財産等の管理

設備備品費等、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財

産」という。)の所有権は、事業実施主体に帰属しますが、取得財産の管理については、善良な管理者の注意をもって管理する必要があるとともに、処分に関しては次のような制限があります。

- ① 補助金等適正化法第 22 条に基づき、振興会の承認を受けないで助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）することはできません。
- ② 振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、処分を認めることがあります。
- ③ ②に定める承認を得た処分により収入を得た場合、その収入の全部又は一部を納付することになります。
- ④ 取得財産等の処分を制限する期間は、当該取得財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）と同じ期間とします。

（7）知的財産権の帰属

- ① 事業の成果により得られた知的財産権は、原則として事業実施主体に帰属します。
- ② 事業の委託等を行う場合は、委託契約等において、知的財産権の取扱いについて約定された範囲内において、知的財産権を所有することができます。
- ③ 事業の成果である知的財産権については、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間は、原則として、事業実施主体及び委託先等以外の者に対して、譲渡又は利用を許諾することはできません。ただし、理事長が承認した場合は、収益納付等の条件を付した上で、譲渡又は利用を認めることがあります。

（8）収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体は、事業の成果として取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間、毎年、振興会に報告する必要があります。報告対象となる収益には、委託先等における収益が含まれます。

また、当該事業の実施中及び事業が終了した事業年度の翌年度から5年間、相当の収益が生じたと認められるときは、当該事業について交付された助成額の全部又は一部に相当する金額について納付が必要となります。

（9）事業成果の公表等

畜産振興事業の成果については、社会に対する積極的な情報発信を行うこととしています。このため、事業による成果等について、原則として、JRAロゴマーク等により畜産振興事業の助成によるものであることを明示の上、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等（専門誌等の各種マスメディアの記事を含む。）により公表してください。事業成果の公表は、事業終了後速やかに行う必要がありますが、学会誌への投稿又は特許申請のために公表することが難しい場合は、公表可能となった時点で速やかに公表してください。

また、マスメディア等から取材を受けた場合は、取材元に対し、畜産振興事業によるものであることを記事内に明示するように依頼してください。

14. 個人情報の取り扱い

- (1) J R Aは、日本中央競馬会個人情報保護規則及び情報セキュリティ管理規定に従い、個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 個人情報の利用目的
提出された個人情報は、応募事業の審査、評価、監査及び畜産振興事業に関する資料作成のために利用します。
- (3) 第三者への提供
J R Aは以下の場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。
ア) 農林水産省に事業要件に関する事項について照会する場合
イ) 振興会へ採択事業内容を通知する場合
ウ) 法令に基づく場合

15. 事業の公募から助成金交付までのスケジュール

項 目	時 期
電子申請用アカウントの申請期限	2026 年 10 月 14 日
応募受付期間	2026 年 10 月 1 日～11 月 2 日（正午）
審査	2026 年 12 月～2027 年 2 月
採択事業の決定	2027 年 3 月
助成金交付申請～交付決定	2027 年 3 ～ 5 月頃

【参 考】

日本中央競馬会法（抜粋）

（業務の範囲）

第 19 条

- 4 競馬会は、第 1 項及び第 2 項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第 36 条第 1 項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

日本中央競馬会法施行規則（抜粋）

（畜産振興事業等）

第 2 条の 7 法第 19 条第 4 項の農林水産省令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業
- (2) 肉用牛の生産の合理化のための事業
- (3) 生乳の生産の合理化のための事業
- (4) 家畜衛生の向上のための事業
- (5) 畜産の技術の研究開発に係る事業
- (6) 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
- (7) 次に掲げる事業であつて、畜産の振興に資すると認められるもの
 - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
 - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
 - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
 - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
 - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業

国の基本方針

「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和 29 年法律第 182 号）等に基づき策定される国の方針

（例）

- ・ 食料・農業・農村基本計画：
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html
- ・ みどりの食料システム戦略：
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等：
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/rakuniku_kihon_houshin.html